

## 第370回 鳥取海区漁業調整委員会議事録

平成30年11月12日（月）午後2時から

ホテルセントパレス倉吉 ウインザーノース（2階）

### 1 開 会

### 2 挨拶

〔渡部会長〕 皆さん、お忙しい中をお集まりいただきありがとうございます。カニが始まりました。五輝星も出て、順調なスタートでございます。ちょっと200万円は、びっくりしましたね。まずまずのスタートじゃないかなと思っております。一方で、新聞によると、3年後には2分の1近くに減ると。これはちょっとショッキングなニュースでした。フェイクニュースになるように内心願っておりますが。早速、議事に入りたいと思います。

### 3 議事録署名委員指名

〔渡部会長〕 最初に、議事録署名委員のお願いでございます。灘本委員と板倉委員をお願いいたします。

### 4 議 事

#### （1）平成31年度県外小型いか釣り漁業許可取扱方針について（諮問）

〔渡部会長〕 それでは、議事の1番でございます。平成31年度県外小型イカ釣り漁船許可取り扱い方針について、諮問でございます。諮問文はとりあえず略して、早速、事務局で説明をお願いいたします。

〔志村係長〕 資料1に沿って説明。

〔渡部会長〕 ありがとうございます。イカ釣りの県外船の許可でございます。今、説明がありましたように、現在ですと、有効期限が3年でございますが、調整委員会の意見を聞いて短縮できるということで、まず、諮問の内容としては、有効期限を1年としてよろしいか、これが1つでございます。もう一つは、説明がありましたとおり、従来どおりの許可の取り扱い方針でいいかということだと思います。委員の皆さんから御意見をお願いします。

〔山根委員〕 特に問題はないんじゃないですか。

〔渡部会長〕 はい。特に何も聞きませんね。

〔山根委員〕 県外でもイカは不漁だね。

〔渡部会長〕 はい。

〔山根委員〕 昔は壁つくったりしてきよったですけど、今はいざこざもないですし。

〔渡部会長〕 ですね。ということは、特に問題なしということではよろしいでしょうか。

〔委員〕 はい。

[渡部会長] 許可枠も190、予備を含めた項も188ということですが、ほとんど従来どおりの取扱いということで、異議ございませんか。

[委員] はい。

[渡部会長] はい。では、異議なしということで、お返しをしたいと思います。

## (2) 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議について（報告）

[渡部会長] 2番目は、これは私も参加いたしました、全国海区のこの調整委員会のブロック会議、日本海ブロック会議の報告でございます。簡単をお願いいたします。

[宮邊係長] 資料2に沿って説明。

[渡部会長] 議論はいつものとおりでございまして、定置とクロマグロの幼魚が入ると、それをどうするかという話と、沿岸漁業と大中型まき網とのこと、それからミニボートを何とかしてほしい、この3つが柱でした。以上でございます。

## (3) くろまぐろ採捕停止命令の規則制定について（報告）

[渡部会長] クロマグロの採捕停止命令規則制定につきまして、資料の3番、どうぞお願いいたします。

[志村係長] 資料3に沿って説明させていただきます。クロマグロの管理について、今年度からTAC管理が開始されました。まず、国の基本計画があり、それに沿って都道府県の計画を策定します。続いて、採捕数量の報告ですが、こちらは、今どれぐらいマグロがその枠に対して積み上がっているのを把握するために、漁業者から数量報告をいただくという内容です。こちらにも規則の改正が既に済んでおります。今回御報告する内容として、採捕停止命令というのがあります。その決められた枠を超過しないようにするため、枠の9割になった段階で、知事から採捕停止命令を発出するもので、それ以降、もし、止めずに採捕し続けた場合は、罰則が適用されるということになります。

規則の概要で、「知事は、管理期間ごとにクロマグロの採捕の数量が都道府県計画に定める知事管理量を超えており、または、超えるおそれが著しく大きいと認めるときは、その旨を直ちに告示する」ということです。方法としては、県の公報で告示することになります。知事がこの告示をした場合には、「当該告示の日の翌日から同日が属する管理期間の末日までの間、何人も当該告示に係るクロマグロを獲ることを目的とする採捕をしてはならない」ということになり、漁業者のみならず、この採捕停止命令が出た後は、遊漁者であってもマグロを獲ることはできなくなります。

それともう1つ報告事項があり、漁獲枠の追加配分というものがありませんでした。第3管理期間（前管理期間）で使わなかった枠が、実は500キロありました。その理由は、北海道で大量漁獲があったせいで、国から操業自粛要請が全国に出され、その影響で、本県も含めてそれ以降の操業をストップしたところ、使わなかった500キロが残りました。それをこの

たび、第4管理期間に繰り越しという形で追加配分があったものです。

第4管理期間の当初の配分は、小型魚が1.6トン、大型魚が1.0トンでしたが、大型魚が6トンに増え、小型魚は、1.9トンになりました。

漁業ごとの振り分けは、漁業者協定で、「国から前管理期間での小型魚の繰越配分があった場合は、ひき縄漁業及びその他の漁業に加えるものとする」とあらかじめ決めています。ひき縄漁業については、従事者が多いのに枠が非常に少ないということで、何とか増枠をしてほしいと、前々から要望がありましたので、これを受ける形で、繰越配分があったらひき縄に足そうということが事前に決められていました。ですので、小型魚については、追加のあった0.3トンをはき縄で追加するということになります。

一方、大型魚は、これまでひき縄での実績がなく、30キロ以上の大型のマグロは釣ったことがないということで、このたび追加のあった5トンについては、そのまま定置網に追加したいと考えています。以上です。

〔渡部会長〕 はい、ありがとうございます。中で従来と変わる部分は、その1ページの4番の下の方で。

〔志村係長〕 4番の。

〔渡部会長〕 4番というのは1ページの4番で。

〔志村係長〕 はい、1ページの4番の内容ですね。

〔渡部会長〕 7割になった時点、8割になった時点は一緒ですよと。

〔志村係長〕 はい。

〔渡部会長〕 で、9割になるともうやめると。もし違反したら罰則がありますよというのを規則に盛り込んでいくというイメージでいいでしょうか。

〔志村係長〕 はい。

〔渡部会長〕 第4管理期間というのはいつからいつまでですか。

〔志村係長〕 第4管理期間は、7月の1日から3月の31日までの9カ月間、こちらが第4管理期間です。

〔渡部会長〕 これは大型魚も小型魚も一緒。

〔志村係長〕 はい。

〔渡部会長〕 はい、わかりました。皆さんの御意見を。

〔板倉委員〕 すみません、ひき縄が1トンになって、今年から使える？

〔志村係長〕 はい、今、この漁期で使えます。最近、ひき縄が今月になって、田後や中部のほうでひき縄漁始まりまして、今聞いている限りでは58キロの漁獲の積み上がりがあるということです。

〔板倉委員〕 はい、わかりました。

〔児玉委員〕 定置で捕獲されるのは何月が多いですか。

〔志村係長〕 定置は、大体4月から7月ぐらいの間ですね。定置は、大体本県の定置網は、12月から3月までは網上げ休漁しています。

〔児玉委員〕今まではこの年度の初めはひき縄が初めじゃなくて、終わりが定置だったのが、今度逆にするわけ。

〔志村係長〕ええ、そうですね。

〔児玉委員〕すると、定置が逆にたくさん獲れて、そこの協定でひき縄を少なくしてくれということが発生することもあると。

〔志村係長〕場合によっては先のほうで漁期、これから、第5管理期間になったら来年4月からですので、まず定置の漁期が来ます。

〔児玉委員〕ひっくり返って。

〔志村係長〕ひっくり返って。

〔児玉委員〕そういうことが発生することが出てくるかもしれない。

〔志村係長〕かもしれないですね。

〔山根委員〕でも今までは使ってないじゃないか。

〔志村係長〕使ってない、多分ないですけども、マグロの資源もですね、本当に回復傾向にありますので。2016年に生まれた、ちょうど今30キロ前後ぐらいのが増えてきているそうなんです。いつ何どき、沿岸に寄せられることもあるかもしれず、ないとは言えない。もしそうなったときには、枠をオーバーしそうなときには、定置とひき縄漁業者で話し合っ、融通というのものもあるかもしれない。そのときは、そのとき調整したいと思います。

〔渡部会長〕定置に今まで入ったのは、小型30キロ未満。

〔志村係長〕いや、30キロ以上もあります。

〔渡部会長〕入るのは。

〔志村係長〕ええ。ちょうどまき網の漁期が5月末から6月上旬にあるんですけども、それよりも少し2週間ぐらい早い時期にですね、数本単位でなんですけれども、入ります。

〔灘本委員〕まき網のちょっと前。

〔志村係長〕ちょっと前になってます。

〔渡部会長〕そっちのほうは大した問題にならん、枠があるけんね。

〔志村係長〕6トンありますので、6トンあれば今までの実績で。6トンというのはなかったですから、しばらくは。

〔灘本委員〕ないな。

〔志村係長〕ないですね。

〔児玉委員〕逆に、定置の時期が過ぎて、あんまり枠消化が進んでいなかったら、ひき縄に多く回そうかということもありますか。

〔志村係長〕あります。

〔児玉委員〕今まではもう種のためにも残しておこうっていうことだったが。

〔志村係長〕はい。網上げ休漁を12月にした定置網がこれ以上漁業漁獲しないので、全く使っていないこの枠があるので、ひき縄に回すというのが可能性としてはあります。

〔渡部会長〕まあそういう意味じゃあ、ひき縄に回す可能性が高い。

〔山根委員〕でも、このひき縄も12月まででしょう。正月から出たことないです。

〔児玉委員〕あんまり出んけど、大体もうストップかかって。

〔志村係長〕そうなんですよ。

〔山根委員〕正月からひき縄したことがない。

〔志村係長〕もう時期的にしけが多いから、難しい。

〔山根委員〕多いし、まぐろがいない。

〔志村係長〕今年、ちょっと枠が、それこそちょっとだけですが増えて、ちょっと漁期が延びましたので、様子を見ていただくようお願いいたします。

〔渡部会長〕はい、わかりました。御意見はございますか。規則に盛り込むということで、罰則は、ちなみにどんな罰則ですか。

〔志村係長〕3年以下の懲役または200万円以下の罰金。

〔渡部会長〕はい、規則として。

〔志村係長〕いえ、漁業法で。

〔渡部会長〕漁業法でということですね。はい、その他御意見はございますか、マグロに関して。

〔児玉委員〕この段階的に7割、8割、9割、それぞれの段階で連絡が来るんですかね。

〔志村係長〕これは、実は言いますと、定置網の7割、ひき縄の7割でいくわけじゃなくて、本県から出される正式なものとしましてはトータルに対する7割なんです。したがって、ひき縄及び定置について、それぞれ7割、8割、9割で、助言という形です。

〔児玉委員〕連絡は、その都度。

〔志村係長〕連絡させていただきたいと思います。報告は10日ごとに。

〔渡部会長〕ああ、10日ごとにするんですか。

〔渡部会長〕わかりました。はい、その他ございますか。よろしいですか。

#### （４）漁業取締船「はやぶさ」代船建造計画について（報告）

〔渡部会長〕はい、では、次に行きます。4番目、取り締まり船の「はやぶさ」の代船建造計画につきまして、御報告事項であります。よろしくお願ひします。

〔志村係長〕資料4に沿って説明。

〔渡部会長〕はい、委員の皆さんから御質問等ございますか。これは平成31年から建造を開始するのか、いつできるっていう話でしたか。

〔志村係長〕平成32年の11月ぐらいには。

〔平野事務局長〕一応、今度の来年度予算で要求するということです。

〔渡部会長〕当初要求。

〔平野課長〕はい。

〔渡部会長〕今一番取締りで苦勞しておられる漁業種類は何ですか。

〔志村係長〕漁業種類は、やっぱり先ほど言ったまき網と、イカ釣り。

〔景山委員〕ことし、やっぱり、全国的にこういう型の船は。

〔志村係長〕 はい、今はやりですね。

〔景山委員〕 ちょっと、見えんもんね。長さも、ちょっと短いしな。幅もちょっと狭いし。

〔志村係長〕 狭くて、長さは、長いほうが、細長いほうが船というのは、速く進むそうなんです。

〔景山委員〕 そりゃ、そうだ。

〔志村係長〕 それで、このステップバウというのが、特徴です。この違いが結構大きい。

〔景山委員〕 34ノットって。

〔志村係長〕 これは巡航速度なので、本気を出したら、もうちょっと行くということで。

〔景山委員〕 もっと行く。

〔志村係長〕 はい。

〔景山委員〕 だけど、15年じゃ、(代船建造のタイミングとしては) 早いのか、平野さん。

〔平野事務局長〕 そこが、非常に(早い)。

〔景山委員〕 民間は30年乗っていくのに。

〔平野事務局長〕 そうそう、漁船が30年で、取締船が何で15年なんだというところが、15年とか、実際には18年ということで、5年ごとの定期検査ではなくて、次の中間検査を受ける前にということで、約18年乗るということになるんですが、何せハイテクな船なので、制御等をWindowsとか、色んなシステムが動いているんですが、そういったWindowsも、今は10。ところが、今の「はやぶさ」に搭載されているのは95。

要するに、今のコンピューターでエンジンのソフト的な制御というものが、まずできないというのが一番大きい要因らしいです。そういった換装をやると、すごくコスト高。やっぱり、それだけではなく、検査ごとに、億を超えるような検査費用がかかるんです。今「はやぶさ」が、その古くなった部品を換装すれば、もちろん寿命がぐっと伸びますが、そこに何億もかけるなら、やっぱり新しくした方がトータルコスト的に安くなるということです。随分「はやぶさ」の船員のほうからも聞き取りを行いました、総合して考えるとそれがベストということになりました。

〔渡部会長〕 はい。じゃあ報告事項でございました。

## 5 その他

〔渡部会長〕 では、その他、よろしく願いいたします。

〔平野事務局長〕 お配りしてる資料の水産改革に係る事業者等への説明状況、今後の対応について説明します。いつの間にか、今、漁業法を改正するというので、法律案がぼんと出ていますが、水産庁の言い方は、これまで説明して事業者や都道府県の理解が得られたので、法律はもう出したと言ってますが、その状況を説明させていただきます。

そもそもこの話は、平成29年の6月ごろに、規制改革推進会議という首相の肝入りで始まったものですが、実際にはさまざまな規制改革を推進しています。

別に水産だけで始まったわけじゃなくて、農業がまず先行していた。それから医療・介護、保育・雇用、投資という5つの分野の規制改革を進めると。その中の1つとして水産があったということです。水産改革の一番の中心というのが、資源管理をするということと水産の

成長産業化。水産が、斜陽産業ではなくて、今後も若い人が入って成長産業としていこうという思いの規制改革です。

具体的に、1つには、「新たな資源管理」ということです。新たなといっても、根本的にがらっと変わるということではなくて、今現在も既にこの海区委員会ではマグロを含めて今は8魚種になるTAC魚種でTACというものを決めて資源管理をやっています。アジとか数量が決まってないものもあるんですが、「若干」といった形でだったり、マグロやズワイガニのように細かな数字でのTAC管理もしています。しかも、鳥取県では、ベニズワイガニで既にIQ管理ということもやっていますが、国は、今後、こういったTAC管理、あるいはIQ管理というものを幅広く広げていくと言っている。ただ、この幅広く広げていくことも、このTAC法ができたときにも同じことを言っていたわけで、それが科学的根拠に基づいているいろやっていくということですが、今後どこが中心となって、どういうふうにやっていくのかということは、まだ具体的になってません。国の水研なりあるいは県の水産試験場、そういったところのデータをもとにして、資源把握ができるものについては、できるだけTAC、IQでやっていくのかなとは思ってます。だから全く新たなものということではなくて、TAC、IQの資源管理というものは、今後充実、増えていくと理解をしています。

それから、漁業許可制度の見直しの中で、水産庁の説明会で他県の方々が反応しているものに漁船規模が大きくなるということが1つあります。この見直しの一番最初の取っかかりが、去年、一昨年、正月、石破議員が網代に行って板倉さんの案内で漁船を見られた。大福丸の事故があって、要は沖底の漁船はどういったものかちょっと見たいということで、そのとき正に議員が、居住環境を見て、「こんな環境じゃ、なかなか船員さん来んのじゃないのか」と言われた。もっと大きく出来るのかという質問があったので、いや国のほうでトン数とか決まっているので、居住環境を変えることもできないと言ったら、「そういった日本の漁船のトン数を厳しくして、海外の漁船だけにいいようにやられてしまったら変な話だな」とおっしゃられ、生産性の向上ということもあるが、魅力ある漁業をやっていくために、安全性と居住性を見直すという観点から、トン数といったものを見直そうとなった。ただ、これについては、大中型まき網なんかのトン数を見直すと、要は大中型まき網の効率がよくなって、沿岸漁業に影響があるということを以前から言っている県があり、反対をしています。ただ、沖底船等の方がより集めやすくなるようにという観点では、将来的には、これもいいことなのかなとは思ってます。

次に、養殖沿岸漁業の、要はこの漁業権の見直しというところ。宮城、あるいは瀬戸内海の方では、昔ながらの小さな漁業権が乱立してて、企業が参入しようと思っても入れない。利用されていない海面があるということから、活用されてない海面について、もっと活用しやすいように企業の参入しやすくするという観点から始まったようです。しかし、随分誤解とか色んな話があって、今の漁業権免許受けてる人たちは、それがなくなるのかといえば、そんなことはなくて、既存の漁業権については最優先ですよということです。細かな内容には、漁業法が改正された後、省令とか政令等で具体的なものは決まっていきます。少なくとも鳥取県に関していうと、そのところも一切問題になってないと理解しているところです。

それから、漁村の活性化というところは、海区委員会のことです。現在、公選制で選挙が行われて6人の構成委員と4名の知事選任という格好で委員選任が行われていますが、水産庁の方針としては、この6名の構成委員を、漁業者からは選ぶものの、選挙をやめて知事選任に変えようという考えです。選挙をやめる一番の理由は、選挙事務に行政コストがかかるから。事務がかかる割には、事務費がかかる割には、実際に選挙が行われているのが非常に少ないということから、行政コストの削減とか、それで知事選任した場合でも特にデメリットがないという考え方から変えようとしてますけども、その知事選任の選び方についても、今は議会の同意を得るというふうなことになってますが、幾つかの県からは、何で議会同意までやらないといけないんだという意見がありました。それから、その知事選任のやり方もどういうふうにして知事が選ぶのかというところが何かわからないというふうな意見もあって、この辺もちょっと今後どうなっていくのかなというところですよ。

それから、最後に、今、漁業権の罰則というのが最高が200万円だったのが3,000万になり、10倍以上という形で、非常に厳しくして、漁協の漁業権を守っていくために罰則規定を非常に厳しくするという見直し今回の見直しの主なところですよ。今回の改正は、漁業法、とTAC法の2つの法律を一本にして、その改正案が数日前に閣議決定されて、今回の臨時議会に上がったところですよ。法律案自体というのは、よほど大きな反対がない限りは継続審議になるかもしれませんが、漁業法の改正は国会で決まっていくと思います。

今後、よくわからない部分がたくさんありますが、省令規則の改正は、現場の意見をよく聞いてというふうに水産庁からも言われています。今の段階では、どう意見を集約していくのか全然わからない状況ですが、不明な点はもちろんこの海区の委員、あるいは直接それぞれの浜、漁協の意見という形で聴き取りし、言うべきことは言っていかなければと思っています。

〔景山委員〕選挙すると費用がかかるけん、県もな。

〔志村係長〕はい。人件費も選挙費もかかります。

〔景山委員〕改革せないけんわ、知事の指名で。

〔渡部会長〕どっちにしても鳥取県の場合は、もう何か国のイメージのとおりになってますね。

〔平野事務局長〕そうです。

〔渡部会長〕地区ごとにバランスよく、漁業者の代表の方は選んでもらってるし、それを知事が追認すりゃあいいような形にはなってる、選挙せんでも。聞いた感じによると、各漁協、漁業団体等に知事が聞いて、それで選ぶということですから。

〔景山委員〕そんな委員会こしらえて、どなたがいいだろうかって、推薦人をこしらえる。

〔渡部会長〕そうそう、そういう感じになるんでしょう。

〔平野事務局長〕今回のその漁業法の改正の中で、例えば漁業権を免許するときに、関係者の意見を聞かないといけないとか、それから、その意見を聞いたことを公表しないといけないとかです、海区の意見も聞かないといけないとかっていうことが改正案に書いてあるんですけども、全部やってるんですよ、これ、もう既に。当然、漁場計画つくるときに広く意見聞いて、ここの議事録というのは全部公表してますから、この議事録は、だから全てやっている話なんですよ。

〔景山委員〕鳥取県が先進せないけん。

〔渡部会長〕そうそう。一応イメージは、私がこの前新潟行ったときに初めて聞いたが、違和感は全然なかった。鳥取県はもう今言われたように、資源管理は着々と粛々とやっとするし、きょうも議論があつたけど、外部参入もちゃんとやっておられるし、沿岸の東部でもやっておられるし、別にもう問題ないと思った。

〔平野事務局長〕ええ。

〔景山委員〕鳥取県は大丈夫。

〔平野事務局長〕きちんとそこはでも、こうやって意見交換、情報提供しながらやっていきたいなと思います。

〔渡部会長〕また、細かい話はまた委員会で。

## 6 閉 会

〔渡部会長〕はい。じゃあ、終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

平成30年11月12日

議長会長

署名委員

署名委員